

## ▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応

### — 不正会計、横領、汚職等のタイプ別に解説

| Page 1/3 |

2018年10月 No.VNM\_013

### はじめに

ベトナムを含む新興国における事業遂行の過程では、その事業環境ゆえに、企業不正が発生しやすい状況にあると言えます。しかし、実際に不正が発生した後、その対応を誤ったがゆえにかえって被害が拡大してしまったという事例も見受けられるところ、事前・事後の対処の在り方が重要と言えます。

本稿では、ベトナム子会社における企業不正の発生を想定し、事前・事後の対応について解説を行います。

### 企業不正に対する対処の重要性

近年日本においても、企業の社会的責任が重視されるようになり、従来後回しとされがちであった海外子会社を含むコンプライアンス体制の構築がベトナム子会社管理においても一層重要視されるようになってきました。広い意味での企業不正・不祥事には、データの偽造・改ざん、粉飾決算等の不正会計、競争法（独占禁止法）、証券法等への法令違反、公務員への贈賄、従業員による横領、窃盗等の業務内外での犯罪発生等さまざまなタイプが見られますが、メディア報道に加え、SNSも普及した今日においては、こうした不正が一度発生すると容易に企業価値が棄損される事態に発展しかねません。

ベトナムを含む新興国においては、こうした企業不正が発生すると、日本人コミュニティの中で企業や個人を特定した情報が急速に拡散される他、現地における日本製品に対するイメージの棄損、ひいては国際問題にも発展しかねません。

そこで、ベトナム法人においても、企業不正発生前には発生リスクの最小化、発生後においては迅速な調査等の対応を行ったうえ適切な措置（懲戒、刑事告発を含む）をとることに加え、必要に応じレピュテーションの回復に向けたメディア対応等を実施していくことが重要となります。

### ベトナムにおける企業不正のタイプ別留意点

ベトナムにおいては、日本人管理者の把握しないところで横領型の不正が多く行われる一方、汚職型の不正については日本人管理者も黙認している事例が見られるのが現状といえるでしょう。

以下、タイプ別にポイントを絞って解説します。

#### (1) 不正会計

会計業務を外部委託せず、自社スタッフに任せること自体に問題はありません。会計業務を滞りなく処理するためには、会計の知識だけでなく、その会社独自の知識や経験が求められる場合もあるため、自社スタッフに任せる企業は少なくないと思います。もっとも、一人又は少数のスタッフだけに、長年にわたって会計業務を担当させると、上司も業務内容をきちんとチェックしないで済ませてしまうおそれが生じてきます。このように、業務が属人化されてしまう場合、業務が適正に行われているか否かがブラックボックス化してしまい、不正が始まると、それがなかなか発覚しないため不正が長期化し、不正によって生じる損害額が高額化する傾向にあります。

不正会計の典型は、売掛金の水増しと在庫の水増しであり、これを防止・早期発見することが大切です。会計については外部の会計事務所への委託が考えられる他、社内で処理する場合においても、単に帳簿の数字を見るだけで済ませるのではなく、本社側からの内部監査を実施する等して、①現預金や有価証券等については現物を直接確認し、帳簿と照合する、②在庫については実地棚卸に立ち会う、③社内にある証憑原本の提出等を求めるとともに、必要に応じて取引先にも照会して売掛金・買掛金の額を確かめ、社内にある書類の金額と照合して正確性を確認するといった措置をとることが有用といえます。

#### (2) 横領

ベトナムにおいては、従業員が、金融機関を含む取引先と密かに結託し、不当に価格を水増しした上で商品やサービスを提供して、水増し分の一部につきその取引先からキックバックを受けるという不正がよくみられます。また、直接の仕入れ先との間に、従業員の親族が経営する法人等を媒介させ、そこで利益を計上し、その利益分を上乗せした金額を仕入代金として会社に支払わせて関係者で分配するといった手法が用いられ、会社が不要なコスト負担を強いられる可能性があります。

対処策としては、商品やサービスの粗利率を管理して、売上高に比べ粗利率が極端に低いものがないかを確認する、商品ごと・取引先ごとに売上高に占める仕入高の比率を管理して、その比率が極端に高いものがないかを確認する、といった会計的な手法のほか、相見積り取得の義務付けや、取引開始時における取引先企業のマーケット情報、活動内容、規模等を含めた取引先企業の実態調査の実施が考えられます。

また、領収書や見積書が偽造されるケースも見られますが、偽造を見破ることは容易でないため、対処策としては、現金決済を避けるということが考えられます。



### (3) 汚職

Transparency International 発表の「2017年世界腐敗認識指数 (CPI) <sup>[1]</sup>」によれば、ベトナムはその腐敗指数で世界 180 か国・地域中、良好な方から数えて 107 位に位置付けられており、日本の 20 位と比べても腐敗度が依然として高いことが指摘できます。特に、公務員に対する汚職行為がしばしば発生することが指摘されており、ライセンス取得等の他、税関、入国管理局等の職員からの賄賂の支払い要求に遭遇するケースが発生しうるところです。実は、後述する外国公務員贈賄罪が法人に対して初めて適用されたのも、ベトナムにおける贈賄事件でした。

なお、2018年1月1日施行の新刑法の下においては、民間におけるキックバックに対しても贈賄罪が適用される規定となっているため、留意が必要です。

ベトナムの公務員に対する贈賄行為に対しては、ベトナム刑法の公務員贈賄罪 <sup>[2]</sup>、腐敗防止法が規定している他、日本の不正競争防止法上の外国公務員贈賄罪 <sup>[3]</sup> に加え、当該企業の具体的な事業状況によっては、米国の海外腐敗防止法 (FCPA) や英国の贈収賄禁止法 (UKBA) が適用され、莫大な制裁が課される可能性もあります。

ベトナムにおいては賄賂の発生頻度が高いこと、現地役員が本社の関与しないところで支払い要求に応じてしまう可能性を織り込み、本社側が主体となりマニュアル策定や連絡窓口の設置の他、日常の経理業務にも不自然な点がないか目を光らせることが重要です。

## 不正発生に対する事前・事後の対策

### (1) 事前の対策

不正を未然に防ぐ、ないし早期発見を実現するための対策としては、コンプライアンス規定の策定、内部監査の実施、講習実施、内部告発者への報奨制度創設等が挙げられます。ローカルスタッフ向けの講習は、言語の壁もあるため、外部セミナーの利用等も考えられます。内部告発者への報奨制度を採用している企業は未だ多いとは言えませんが、突如として当局への通報を行われるよりも、早期に社内での不正の端緒を掴むには有用な制度と言えます。

このような対策実施に際しては、日本本社が主体性をもって取り組むべきです。ベトナム側においては、コンプライアンスは特に立ち上げ後の営業活動の重視、人材不足といった要因から後手となりがちである他、現地の日本人役員自身も広範な裁量を持つことから不正行為の主体となりうるためです。

実務上は、日本語話者で長年の勤務経験を有し、信頼を得ていた者が、かえってその地位を利用して不正を行っているケースも見受けられるところ。日本人駐在員、長期勤務者を含め、信頼しても信用せずというスタンスをとることがポイントと言えるでしょう。

### (2) 事後の対策

まず、内部、外部からの告発、当局からの指摘等により不正発生の疑惑が生じた場合の初動ですが、早急に対応方針を策定し、必要に応じて調査を実施することになります。なお、実際には、社員間でのトラブルによる従業員退職後の告発、経理スタッフの交代等のタイミングで不正が発覚するケースが少なからず見られます。

具体的な初動としては、ベトナム法令の適用関係、当局手続や制裁の概要を速やかに確認し、当該不正行為の疑惑が事実であった場合の影響の広さ、深度を検証します。このような作業に際しては、事案に合わせて、調査実施担当を現地法人役員とするか、本社の該当部門とするかという主体に関する判断も重要になります。

また、調査に際しては、関係者によるデータ消去等を防ぐため、徹底した情報管理を施すことが重要です。関係者に対する事情聴取 (インタビュー) は、客観的な証拠関係を揃えた上で、証拠に基づいて行うことが重要となるケースが一般的です。

事案の概要が固まった後、不正を働いた従業員及びその行為が特定できれば、従業員に対する懲戒、警察への告発、民事訴訟による損害の補てん等といった措置の実施が考えられます。

調査実施の主体、方法が不適切であったために、不要に職場の人間関係を悪化させ退職者が出る等といった事態を招くことも考えられ、公平かつ冷静な体制で対応することが重要と言えます。問題が発生した早い段階で、現地の実務に精通した弁護士、会計士等の専門家の採用も併せて検討されるべきです。

## 最後に

不正の発生を完全に防止することは困難ですが、不正発生のリスクの最小化、不正発生時の適切かつ効率的な措置をとることが重要と言えます。また、体制構築に当たっては本社・子会社が連携して取り組んでいくべきでしょう。

コンプライアンス意識はベトナムにおいても途上とはいえ近年高まりを見せており、事前・事後の対策を専門家と慎重に協議して実施していくことが肝要です。

[1] [http://www.ti-j.org/CPI\\_2017\\_map\\_and\\_results.pdf](http://www.ti-j.org/CPI_2017_map_and_results.pdf)

[2] 同法第 364 条

[3] 同法第 18 条第 1 項



## お問合せ先

HANOI / HO CHI MINH CITY



**弁護士 三浦 康晴**  
(アソシエイト)  
第二東京弁護士会  
ベトナム登録外国弁護士

[> View Profile](#)

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりAPACのハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。



[> View Profile](#)

**弁護士 鈴木 由里**  
(パートナー)  
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



[> View Profile](#)

**弁護士 二本松 裕子**  
(パートナー)  
第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスマンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



[> View Profile](#)

**弁護士 戸松 夏子**  
(アソシエイト)  
東京弁護士会

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

E-mail:

[aandsvietnam@aplaw.jp](mailto:aandsvietnam@aplaw.jp)

## バックナンバー

- 「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- 「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- 「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- 「ベトナムにおける紛争解決について—トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- 「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- 「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- 「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- 「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- 「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- 「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- 「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- 「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月)

[> View About | Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。